

記入日 年 月 日

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）借入申込みに係る

特例手続利用申出書 (令和4年9月末以前借入申込受理分用)

(金融機関名)

株式会社カシワバラ・アシスト

御中

お申込人（氏名）

連帯債務者（氏名）

私（連帯債務者を含みます。）は、【フラット35】Sの借入れの申込みを行うにあたって、右記の注意事項について了解のうえ、以下の金利引下げ制度を利用し、特例手続の利用を申し出ます。

特例手続が利用できるパターンは、次のとおりです。利用申出のチェック欄のいずれかに☑してください。

①住宅性能に関する メニュー	②維持保全に関する メニュー	③地域連携に関する メニュー	金利引下げ内容 (①＋②＋③)	利用申出	金融機関使用欄	
					優遇1	優遇2
【フラット35】S (ZEH)	適用なし	適用なし	当初5年間 年▲0.5% 6～10年目 年▲0.25%	☐	－	14
	適用なし	地域連携型 (地域活性化)	当初10年間 年▲0.5%	☐	－	13
	長期優良住宅	適用なし		☐	－	29
	予備認定 マンション			☐	－	39
	管理計画認定 マンション			☐	－	49
	安心R住宅			☐	－	59
	インスペクション 実施住宅			☐	－	69
	既存住宅売買 瑕疵保険付保住宅			☐	－	79
【フラット35】S (金利Bプラン)	適用なし	地域連携型 (地域活性化)	当初10年間 年▲0.25%	☐	16	－
【フラット35】 リノベ(金利Bプラン)	適用不可	適用なし		☐	18	－
		地域連携型 (地域活性化)	当初5年間 年▲0.5% 6～10年目 年▲0.25%	☐	－	17

※【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ*）を利用する場合は、以下のリフォーム工事費等を記載してください。

* 【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）とは、中古住宅の購入と併せて一定の要件のリフォーム工事をいう。

リフォーム工事費

万円

うち借入希望額

万円

（消費税等を含む。リフォーム工事に要する諸費用は含めない。）

【金利引下げ制度(特例手続)ご利用にあたっての注意事項】

各金利引下げメニューの適用を受けるためには、【フラット35】Sの要件に加えて、次表に掲げる必要書類を金融機関へ提出する必要があります。

なお、金利引下げメニューを適用するための物件検査等の費用はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、適合証明機関（検査機関または適合証明技術者をいいます。以下同じです。）ごとに異なります。

申込内容の変更（工事費の増加に伴う借入額の増額等）があった場合は、ご融資の再審査が必要となります。また、再審査の結果ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

金利引下げメニュー	金融機関への提出書類	注意事項
【フラット35】S ZEH	・適合証明書等* * 適合証明書の代替書類については、金融機関へお問い合わせください。	適合証明機関による物件検査を受け、金利引下げメニューに応じた技術基準等に適合した「適合証明書」を提出する必要があります。
【フラット35】S		
【フラット35】 リノベ※		
【フラット35】 維持保全型	・【フラット35】 地域連携型 利用対象証明書	住宅金融支援機構と提携する地方公共団体がそれぞれに定める要件を満たし、当該地方公共団体から提出された「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を提出する必要があります。 なお、地方公共団体が定める要件については、地方公共団体までお問い合わせください。
【フラット35】 地域連携型		

※【フラット35】リノベを利用する場合の注意事項

- 【フラット35】リノベ（金利Bプラン）の技術基準及びリフォーム工事費の要件に適合していないと【フラット35】リノベの金利引下げは適用されません。なお、リフォーム工事費の要件は【フラット35】リノベ（金利Bプラン）の場合は200万円以上となります。
- 適用を希望する【フラット35】リノベの技術基準により、原則として工事前に1回、工事後に1回、計2回の物件検査が必要で、リフォーム工事を実施する全ての工事箇所について、リフォーム工事前、工事中及び工事後の写真を適合証明機関に提出する必要があります。
- 【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）の融資金利の決定時期は、中古住宅購入時（金融機関によるつなぎ融資資金実行時）ではなく、リフォーム工事完了後の【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）の資金実行時です。